

メディア暴力の倫理学 (XI) ーメディア暴力と哲学的行為論 (2)ー

松川 俊夫

拙稿『メディア暴力の倫理学 (X) ーメディア暴力と哲学的行為論ー』に寄せられた諸批評に答え、論点をより鮮明化する。特に暴力行為の定義について再考し、「意図性」を欠く「暴力行為」が存在するのか否かを詳細に論じる。そして、一見意図性を欠いた暴力行為に思える行為についても、「怠慢」「誤解」が関与していて、実際問題としてはそのような行為も意図性を備えていると見なしてよいことを示す。また、「意図的行為の記述依存性」「行為の再記述説」等のアイデアを駆使するアンスコム¹の哲学的行為論に依拠すると、メディア暴力規制策の合理性をどう位置づけることができるかを『メディア暴力に対する医師のための指針』に言及しながら示す。現実に発生している暴力事件を規制する目的でメディア暴力規制を行うことは、より直接的な防犯策に比して「より合理的ではない」。

序

本学紀要第3号にて発表した拙論文^{*1}について幾つかの有益な批評を受け取った。それらは哲学的行為論の側からの批判とメディア論の側からの批判に二分されるが、内容は一つの方向に収斂した。すなわち、哲学的行為論の側からは「アンスコム¹の哲学的行為論の意義をメディア暴力規制論のより実践的な議論に則して指摘して欲しい」という要望があり、メディア論の側からは「さまざまな報告書・倫理綱領で提示されているメディア暴力規制と哲学的行為論との関係をより明確にして欲しい」という要望があった。そこで本稿では、医学、公衆衛生に関連し、アメリカ合衆国で出されたレポートに着目し、アンスコム¹の哲学的行為論がもたらすものを更に吟味していきたい。また、曖昧さを指摘された点も可能な限り鮮明化するように努めた。なお、先行した論文とは独立に本論文を読めるように、先行した論文で展開した議論の一部が本論文でも繰り返されていることを予め断っておく。

また、「メディア暴力」とは、本論文に於いては、映画、DVDソフト、地上波・衛星波もしくはケーブルによる放送、更には、インターネット配信の動画コンテンツに映し出された暴力描写のことである。

§ 1.

メディア暴力の倫理学を展開するに際し、一連の拙論文では W.J.ポッターによる「暴力行為」の定義を採用している。ポッターは、「意図性 (intentionality)」と「危害 (harm)」との二つを「暴力の定義」の重要な構成要素であるとする。その定義は以下の引用の通りである。

「暴力行為とは、キャラクターの身体的もしくは感情的に調子のよい状態を侵害することである。暴力行為は重要な構成要素を二つ持つ。意図性と危害である。この二つのうち、少なくとも一つが存在していなくてはならない (Violence is a violation of a character's physical or emotional well-being. It includes two key elements-intentionality and harm-at least one of which must be present.)」*2。

テレビや映画には、ディズニーでおなじみのミッキーマウスやドナルドダック等やゴジラのような怪獣等、様々な人間以外の「キャラクター」が登場するので、「人物 (person)」ではなく、この「キャラクター」という語を用いるべきなのである。

ポッターは「少なくとも一つ」との限定を入れているが、「意図性」も「危害」も共に、「暴力行為」の不可欠な構成要素と考えるのが一般的であろう。ただし、「身体的もしくは感情的に調子のよい状態を侵害すること」には、「危害」だけではなく、「危害」と類似した概念である「不快 (offense)」も含むと考えるべきである*3。

問題は「意図性」である。「意図性」を欠く「暴力行為」が存在するのか否かが問題となるのは次の二例のような場合である*4。

(1)怠慢の例。子どもの頭をなでることが、頭に宿る精霊を傷つける「霊的」暴力行為以外の何ものでもない文化圏は現実に存在する。ある日本人が子どもをほめたつもりで頭をなでたのに、その子どもや周りの人々から暴力行為、それも「霊的な」暴力行為を行っていると思われ、非難されることはあるであろう。

この日本人は暴力をふるう意図なしに、子どもと周りの人々の「感情的に調子のよい状態」を侵害したのであるから「意図性を欠く暴力行為」を行ったのだ、と一応は言えるのかもしれない。ただし、これは日本語をよく習得していない外国人が「言葉の暴力」を行使する意図なしに罵詈雑言や卑語猥褻語を発し、周りの人々の「感情的に調子のよい状態」を侵害してしまう場合と同様である。自分が交流しようとする異文化社会についての言語・習慣を習得することを怠ったことは、それ自体が「意図的に」周りの人々の「感情的に調子のよい状態」を侵害してしまうことであると理解することもできるのだ。

(2)誤解の例。ボクシング、レスリング、柔道といった格闘技やラグビー、サッカー、アメリカンフットボールといった球技、更にはフェンシングや剣道といった競技についても、それをスポーツであると認知しない人々が、それらの競技のプレイを暴力行為であると思ってしまうことがあるかもしれない。

それらのスポーツのプレイヤー自身は対戦相手の「身体的もしくは感情的に調子のよい状態を侵害すること」を自分を行っているのだ、とは決して思っていない。むしろ、もしそう思ってしまうプレイがあったとしたら、そのプレイは（その競技での）「反則」となるはずであろう。この場合も、或るスポーツをスポーツとして認知

しない人々は、そのスポーツのプレイヤーたちは「暴力行為」を行っている」と誤解しているに過ぎないのである。

以上のことは、アンスコム⁵の哲学的行為論を用いて別の視点からも整理できる。

アンスコムは、彼女の著作『インテンション』⁵等で「哲学的行為論」を論ずる際には決して無視できない議論の基本的枠組みを提示している。この枠組みは、次のように定式化される。

定式1

「アンスコムは、(1)行為が意図的か否かがその行為の記述に依存することの観察から(意図的行為の記述依存性・「記述のもとでの意図性」)、(2)行為と記述を一貫して明瞭に区別した上で(行為と記述の区別)、(3)行為はさまざまな仕方で再記述されると考えた(行為の再記述説)」⁶。

(1)の「意図的行為の記述依存性」は、「意図性を欠く暴力行為」と思える行為が実は「意図的な暴力行為」であることをうまく説明する。

子どもの頭をなでた人は、「子どもをほめる」という意図をもってその行為を行ったと記述される。「子どもに霊的な危害を加える」という意図で頭をなでたとは記述されないかもしれない。ただし、「怠慢(自分の文化圏では問題ないが、他の文化圏では『暴力行為』と見なされることを行ったという怠慢)」は生じており、「怠慢」によると記述される暴力行為がなされているのである。ここで問題は、「怠慢」によると記述される暴力行為を「真性の」暴力行為として認めるべきか否かである。これは「言葉の使い方の約束」の問題かもしれない。ただし、少なくとも、「怠慢」そのものは意図的であると記述される行為であるので、「怠慢」による暴力行為を意図的な暴力行為の一種と見なしても差し支えないとも考えられ、本論文では、怠慢によると記述される暴力行為も「意図的な」暴力行為の一種であるという立場を取る。

また、ボクシングの競技者にとってパンチを繰り出すのは勝利条件を満たそうとする意図によってであって、対戦相手の「調子のよい状態を侵害する」こと、つまり暴力行為を意図的に行っているとは(競技者本人にとっては)記述されないのである。ただし、ボクシングを知らない人にとってはボクサーのパンチは「意図的な暴力」であると「誤解」されるかもしれない。この場合、暴力行為自体が誤解であったのであるから、その暴力行為の記述は(実は)指示対象を欠いたものであったということとなる。つまり、ボクシングに於いては暴力行為はなかったのである。

意図性を欠いたかのように思われる暴力行為の例が以上の二例に尽きるとは言わないものの、暴力行為はすべて意図的であると理解することに現時点では有効な反例が見いだされないのである。

§ 2.

アンスコム の行為論を含む、現代の哲学的行為論の多くでは、行為についてはその「理由」を提示することがその「行為の理解」のために不可欠であるとされる。アンスコム の哲学的行為論では、行為の「理由」もまた、行為を「再記述」して得られるものである。

以下の定式がアンスコム の「行為の理由」に関する基本的考え方をうまく捉えている。

定式2

「アンスコム によると、行為の理由として適格なものは次の三種類がある。

- (a) 過去志向型動機：過去の出来事に言及する
「なぜ彼を殺したのか？」－「彼が父を殺したからだ」
- (b) 動機一般：解釈的観点を与える
「なぜ彼を殺したのか？」－「恐怖心からだ」
- (c) 未来志向型動機：未来の出来事に言及する（＝未来志向的意図）
「なぜ彼を殺したのか？」－「有名になるためだ」*7。

さて、(a)の過去志向型動機及び(c)の未来志向型動機と(b)の動機一般とが異なったタイプに属することは自明である。特に注目すべきことは、(a)の過去志向型動機及び(c)の未来志向型動機は、(b)の動機「一般」と比して、より具体的な動機であることだ。

メディア暴力によって描写される暴力行為は、報道の場合は（多くは）本物であり、ドラマ等の場合は当然、作り物なのではあるが、一般には(a)や(c)の形で記述されるであろう。肉親を殺害した相手に復讐したり、遺産を相続するために配偶者を殺害するドラマのシーンは、作り物とはいえ、それぞれ、(a)の過去志向型動機を示す形での暴力行為として記述され、また、(c)の未来志向型動機を示す形での暴力行為として記述される。

これに対して、メディア暴力の影響として生じたとされる暴力行為については状況が異なることが多い。メディア暴力の影響として行使される暴力行為は例えば、「他人に暴力をふるう欲求が増大したから」といったような動機一般を示す形での暴力行為として記述されることがある。例えば、残酷なシーンを多く踏む所謂「スプラッター映画」が成人の暴力欲求を増大させ、暴力行為を誘発したのではないか、ということが何度も指摘されてきた。この場合、スプラッター映画が鑑賞者に誘発したかもしれない個々の暴力行為が、メディア暴力の影響、この場合は「暴力欲求の増大」に言及しながら同時に(a)の過去志向型動機を示したり、(c)の未来志向型動機を示す形で再記述されることはないのである。無論、未成年者（幼児からティーンエイジャーまで様々な年齢層の者が想定されうるが）の場合には特に、メディア暴力の悪影響として指摘される「行動の模倣」については、(a)の過去志向型動機が示されることもあるかもしれない。例えば、次の例のように。

「彼はなぜ、幼稚園のお友達にけがをさせたのだ」「昨日テレビで、戦隊もののヒーローが敵を倒すシーンを見て真似をしたのだ（行動の模倣）」。

さてここで、以上のアンスコムの哲学的行為論の2定式、及びそれらによってもたらされる洞察をより具体的なメディア暴力規制の議論と関連させて論考していくことは極めて有意義であると思われる。よって、以下に、アメリカ合衆国で出されたレポートに言及しながら、メディア暴力規制の問題について考察していきたい。拙論文では、メディア暴力の有害性を説く基本的文献である、米国医師会 (American Medical Association, AMA) による『メディア暴力に対する医師のための指針 (Physician Guide to Media violence)』を取り上げる*⁸。『メディア暴力に対する医師のための指針』(以後、『指針』とする)は、1996年に示されたものであり、「子どもたちをメディア暴力の油断ならない、かの悪名高い効果から守ることができるよう、メディア暴力を処理するための提案・選択肢」*⁹を提示することを目的としている*¹⁰。無論、『指針』は子どもだけではなく、大人も守られなくてはならないとしているが。

『指針』は以下のような1994年におけるアメリカ合衆国の犯罪データを掲げる*¹¹。

- ・加重暴行2,500万件
- ・単純暴行6,600万件
- ・レイプ及び性的暴行43万件
- ・23,300件 謀殺・非謀殺
- ・暴力犯罪の犠牲者の20%が傷害を負う
- ・12歳以上の市民1,000人あたり51件の暴力被害が発生

『指針』はこのようなデータが示す事態を引き起こした原因として「メディアにおける暴力描写の現実の暴力への影響」を確認し、周知させようとするものである。確かに、『指針』は「テレビまたは他のメディアに於ける暴力のみが、アメリカ社会のハイレベルの暴力に責任があると信じている者は一人もいない」*¹²として、アメリカ社会に於ける暴力蔓延の原因が複合的である (multiple) ことも指摘してはいる。しかし、「暴力の原因が複合的であるにも関わらず、メディアにおける暴力描写は疑う余地のない結果をもたらす」*¹³と『指針』は断定し、次のように言う。

「テレビ暴力を繰り返し視聴することと攻撃的な行動をとることの間には、有意の相関があり、後者が前者の帰結であるという考え方を強く支持する証拠がある」*¹⁴。

さて、『指針』は、「どのようにしてメディア暴力は視聴者、特に子どもの行動・態度に影響を与えるか」という問いをたて、懸念事項として以下の9つを挙げる*¹⁵。

1. 行動の模倣 (Imitation of Behavior)
2. 暴力的ヒーロー (Violent Heroes)
3. 賞賛される暴力 (Violence Rewarded)
4. 正当化される暴力 (Justified Violence)
5. 脱感作 (Desensitization)
6. 恐怖の増大 (Increased Fear)
7. 暴力欲求の増大 (Increased Appetite for Violence)
8. 写実的な暴力 (Realistic Violence)
9. 侮蔑の文化 (Culture of Disrespect)

1の「行動の模倣」は理解しやすい。小さな子どもが大人の真似をして成長していくことは誰もが知っていることである。2の「暴力的ヒーロー」というのは、子どもの手本となるべき「正義の味方」が暴力的であるのは、「悪者」が暴力的であるより有害であるということであり、これは1の「行動の模倣」と関連している。3の「賞賛される暴力」、4の「正当化される暴力」については特に説明は不要であろう。5の「脱感作」は所謂、傍観者効果に、6の「恐怖の増大」は所謂、犠牲者効果に関わるものであり、7の「暴力欲求の増大」は所謂、攻撃者効果に関わる^{*16}。8の「写実的な暴力」について『指針』は、「子ども」たちは、いかにも作り物といった暴力を描いた番組よりも、写実的に暴力を描いた番組に反応する^{*17}と言う。また、9の「侮蔑の文化」について、人々が相互に侮蔑しあい、暴力的に接する文化を創出し、育んでしまうことが、子ども向け暴力的娯楽番組の「もっとも有害な結果」であると『指針』は指摘する。

さて、先の定式2に戻って考察すると、1から4の事項は（特に未成年者について言えば）、(a)の過去志向型動機もしくは(c)の未来志向型動機となり得ると思われる。例えば、3の「賞賛される暴力」について言えば、次のような未来志向型動機を提示することもあろう。

「なぜ、Aちゃんは嘘をついたBちゃんをぶったのだ」「夕べ、嘘つきが殴られるテレビドラマを見て、殴った主人公がほめられたシーンを見たからだ」。

それに対して、8を除く^{*18}、5から9の項目は(b)の動機一般に関連する。暴力行為が増大の直接的原因となると思われる7の「暴力欲求の増大」を取り上げよう。

例。前夜、ギャングが仲間を裏切った男をリンチするシーンを含むDVDソフトを鑑賞した男が、次の日、貸した金をいつまでも返さない知人に殴る、蹴るの暴行を加えた。この暴力行為の理由として次の二つの記述が得られるとする。

(1)「なぜ、彼は知人に暴行を加えたのか」－「借金を返してもらえないからだ」。

(2)「なぜ、彼は知人に暴行を加えたのか」－「前夜のメディア暴力鑑賞の結果、暴力欲求が増大したからだ」。

なお、前夜のメディア暴力で描写された暴力行為（演技ではあるが）の理由は次のように記述されるものであった。

(3)「なぜ、ギャングは男に暴行を加えたのか」－「仲間を裏切ったからだ」。

(1)及び(3)が(2)と異なったタイプの動機を記述するのは容易に見て取れるであろう。当該の暴力描写の影響下で行使された暴力行為（「知人を殴る」）も暴力行為である以上は、(a)の過去志向型動機（「借金を返してもらえないからだ」）を示す形での再記述が可能になるのであるが、そのように再記述される際にはその暴力行為がメディア暴力の影響であるということは、再記述から基本的には抜け落ちてしまう。この点に於いて、(b)の動機一般を示す行為の記述が、「解釈的観点を与える」と銘打たれていることは極めて説得力がある。ここでは、メディア暴力の影響によって生じた動機一般が問題となり、「暴力欲求の増大」について発達心理学や精神医学等の知見に基づく解釈的観点が取られているのである。

以上をまとめると次のようになる。メディア暴力に描写された暴力行為を暴力行為Sとし、メディア暴力の影響を「暴力的欲求の増大」という形で受けたとされる人物

が行使した暴力行為を暴力行為 T とする。暴力行為 S は、(a)の過去志向型動機（場合によっては(c)の未来志向型動機）を記述することによって「理解」されるのが通常であろう。それに対して、暴力行為 T をメディア暴力の影響下で「暴力的欲求の増大」が生じ行使されたことを記述しようとする、(b)の動機一般を再記述することによって理解するしかないのである。確かに、暴力行為 T についても(a)の過去志向型動機（もしくは(c)の未来志向型動機）を再記述することによって理解することは可能であろう。しかし、その場合、その暴力行為の動機一般がメディア暴力による影響である「暴力的欲求の増大」であることは、記述から基本的に省かれてしまうのだ。

§ 3.

先の「暴力欲求の増大」の例を暴力行為の防止ということから更に考察してみよう。この例の場合、このような暴力行為を防止するために、次の二つの防止策のうち、どちらを優先させるべきであろうか。

防止策Ⅰ 貸した金を平和的に取り戻す法的システムに誰でも容易にアクセスできるようにし、更に、借りた金を返せそうもない者について金を貸すことを禁止する法令を制定する。

防止策Ⅱ メディア暴力規制を強化する。

この問いへの解答は明らかで、防止策Ⅰよりも防止策Ⅱを優先させよ、とするのは非常に無理がある*¹⁹。暴力行為の防止については、より具体的な動機を得られる暴力行為の記述によって指摘されることを優先して規制する方が直接的、具体的であり、哲学的行為論的には、より直接的であり、より具体的な対応策の方がより「合理的」であろう。なお、「規制の合理性」の基準として直接性・間接性及び具体性・抽象性を取り、より直接的なもの、もしくはより具体的なものを「より合理的」とすることは、「規制の合理性」という語の用法からは少なくとも逸脱はしていないことを付言しておく。

さて、『指針』は、メディア暴力の悪影響を和らげるために確かに、公衆教育（メディア・リテラシー等）が実施され、最新テクノロジー（V-チップやインターネット用フィルターリングソフト等）の開発が行われてはいるが、十分ではないと指摘する。公衆医学や予防医学の担い手である医師が、メディア暴力の問題に関与する必要性が主張されている。また、『指針』は、医師が「教育者」として親や年長の子どもに『指針』の内容を伝えるように求め、「臨床家」としてメディア暴力の影響を熟慮することを求めている。

しかし、『指針』の懸念事項7の「暴力欲求の増大」については以上のような『指針』の対応策は、アンスコムの哲学的行為論に拠れば、極めて間接的で具体性にも欠け、暴力行為増大の対策として、やらなくともよいとまでは言わなくとも、通常考えられる治安対策、つまり直接的な暴力行為防止策に比すと合理性が欠けると考えられるのである。本論文では論ずることができないが、5の「脱感作」、6の「恐怖の増

大)、9の「侮蔑の文化」についても7の「暴力欲求の増大」と同様により直接的な防止策が考えられ、哲学的行為論的にはそちらの方がより「合理的」である。

§ 4.

メディア暴力を鑑賞することと鑑賞者の「暴力欲求の増大」との間に「正の相関関係」が成り立つ、ということは『指針』が指摘するように認められることであろう。問題は、「どのくらい強い」正の相関関係が成り立つのか、ということにある。例えば、メディア暴力を鑑賞することと「暴力欲求の増大」との間には、喫煙と肺ガンとの間に認められているような強い相関関係を認めることができるか否か、が問題になる。強い相関関係を認めることができるという見解が現在では主流となりつつあるようであるが*20、根強い反論もあるようである。ただし、このような事情とは独立に、アンスコム²⁰の哲学的行為論に依拠すると、メディア暴力の影響下で行使され、動機一般に言及して記述される暴力行為の規制については、その暴力行為の記述をより「具体的な」動機である過去志向型・未来志向型動機に言及するように再記述し、その再記述に沿った形でなされるより「直接的な」規制の方を優先するのが「合理的である」と主張できるのである。

-
- * 1 拙論文「メディア暴力の倫理学(X)－メディア暴力と哲学的行為論－」『東北文教大学・東北文教大学短期大学部紀要第3号』(2013)。
 - * 2 Potter, W. J., “On Media Violence,” Saga Publications, 1999, p.80.
 - * 3 本論文でも、「不快」についてはこれ以上言及しない。
 - * 4 本文で挙げる二例が重要であると考えるが、些末ではない他の例があるかもしれないことは否定しない。
 - * 5 Anscombe, G. E. M., “*Intention*”, Harvard University Press, 2000.
 - * 6 河島一郎「行為の一般性と個別性－デイヴィッドソンはアンスコムとどこで分かれたのか」『東京大学教養学部哲学・科学史部会 哲学・科学史論叢第八号』2006、p.48。
 - * 7 河島 *ibid.*, p.57。
 - * 8 American Medical Association, “Physician Guide to Media Violence.” AMA のホームページで入手できる。
 - * 9 *Ibid.*, p.4.
 - * 10 『指針』については、拙論文「メディア暴力の倫理学(Ⅱ)－米国医師会『医師のための指針』－」『山形短期大学紀要第35集』(2003)を参照のこと。
 - * 11 *Ibid.*, p5.
 - * 12 “Physician Guide to Media Violence,” p.6.
 - * 13 *Ibid.*.
 - * 14 *Ibid.*.
 - * 15 *Ibid.*, pp.16-17.

- *16 「傍観者効果」「犠牲者効果」「攻撃者効果」については、拙論文「テレビ暴力について」『モラリア第7号』（東北大学倫理学研究会，2000）等を参照のこと。
- *17 Ibid., p.17.
- *18 これは、暴力描写のコンテンツに関わることであり、非常に興味深いのであるが、本稿では論ずることができない。
- *19 何度も誤解されたが、ここでメディア暴力規制が全く効果のないことであると主張しているのではないし、メディア暴力を完全に野放しにすべきだと主張しているのでもない。
- *20 次を参照のこと。Bushman, B. J. & Huesmann, L. R., 'Effects of Televised Violence on Aggression', in Singer, D. G. & Singer J. L. (ed.), "*Handbook of Children and the Media*", Saga Publications, 2000, pp.232-236。